行政法人（以下この条において「特定独立行政法人」という。）の職員」に、「国家公務員に」を「職員に」に、「給特法第四条に規定する農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者（以下「農林水産大臣等」という。）」を「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」に、「当該国家公務員」を「当該職員」に改め、同条第五項中「農林水産大臣等」を「特定独立行政法人の長」に、「国家公務員から」を「職員から」に、「公務の」を「業務の」に改め、同項ただし書中「国家公務員の」を「職員の」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「第三項から第五項まで」を「前三項」に、「給特法第四条に規定する農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者（以下「農林水産大臣等」という。）」を「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」に、「第五項本文中「農林水産大臣等」を「前項本文中「特定独立行政法人の長」に改め、「者」と」の下に「「業務」とあるのは「公務」と」を加え、「国家公務員」を「職員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「給特法の適用を受ける国家公務員」を「特定独立行政法人の職員」に、「国家公務員に」を「職員に」に、「農林水産大臣等」を「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」に改め、同項を同条第八項とし、同条第九項中「国家公務員」を「職員」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「農林水産大臣等は、第八項」を「特定独立行政法人の長は、第七項」に、「国家公務員」を「職員」に、「公務の」を「業務の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を削り、同条第十二項中「第八項から第十項まで」を「前三項」に、「第八項中「給特法の適用を受ける国家公務員」を「第七項中「特定独立行政法人の職員」に、「国家公務員」を「職員」に、「「農林水産大臣等」を「「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」に、「第十項中「農林水産大臣等」を「前項中「特定独立行政法人の長」に改め、「規定する職員」と」の下に「「業務」とあるのは「公務」と」を加え、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「給特法の適用を受ける国家公務員」を「特定独立行政法人の職員」に、「国家公務員に」を「職員に」に、「農林水産大臣等」を「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」に、「国家公務員の」を「職員の」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項を同条第十二項とし、同条第十五項中「農林水産大臣等は、第十三項」を「特定独立行政法人の長は、第十一項」に、「国家公務員」を「職員」に、「公務の」を「業務の」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項を削り、同条第十七項中「第十三項から第十五項まで」を「前三項」に、「第十三項中「給特法の適用を受ける国家公務員」を「第十一項中「特定独立行政法人の職員」に、「国家公務員」を「職員」に、「「農林水産大臣等」を「「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」に改め、「規定する職員」と」の下に「「業務」とあるのは「公務」と」を加え、同項を同条第十四項とし、同条中第十八項を削り、第十九項を第十五項とし、第二十項を第十六項とし、第二十一項及び第二十二項を削り、同条第二十三項中「制限時間」の下に「（第十七条第一項に規定する制限時間をいう。第十九項において同じ。）」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第二十四項中「第十七条第一項」を「第十七条第一項の」に改め、同項を同条第十八項とし、同条中第二十五項を第十九項とし、第二十六項を第二十項とし、第二十七項及び第二十八項を削り、同条第二十九項中「深夜」の下に「（同項に規定する深夜をいう。第二十三項において同じ。）」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条中第三十項を第二十二項とし、第三十一項を第二十三項とし、第三十二項を第二十四項とする。

第三十九条　一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号中「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）の適用を受ける職員」を削り、「給与特例法適用職員等」を「特定独立行政法人職員等」に改める。

（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十条　平成二十四年一月一日から施行日の前日までの間において旧給与特例法適用職員であったことのある者であって平成二十五年中に前条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十七条第一項の規定の適用を受ける職員となったものに関する同年における同項の規定の適用については、その者は、旧給与特例法適用職員であった間は、同項第三号に規定する特定独立行政法人職員等であった者とみなす。

（林業労働力の確保の促進に関する法律及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正）

第四十一条　次に掲げる法律の規定中「特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百五十八条第二項の」を「国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第二項に規定する」に改める。

一　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第九条

二　木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第十三条

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部改正）

第四十二条　次に掲げる法律の規定中「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」を「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業」に改める。

一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条第六号ホ

二　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第五条第四号ト

三　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第十四条第七号ホ

四　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第十四条第五号ト

（国家公務員倫理法の一部改正）

第四十三条　国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の二を第二号とする。

第四十一条の見出しを「（特定独立行政法人の職員に関する特例）」に改め、同条第一項中「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員及び」を削り、同条第二項中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に、「第二条第四号」を「第二条第二号」に改める。

（国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条　前条の規定による改正前の国家公務員倫理法第二条第二項第三号に掲げる職員であった者に対する前条の規定による改正後の国家公務員倫理法（以下この条において「新国家公務員倫理法」という。）第六条の規定の適用については、同号に掲げる職員であったことを新国家公務員倫理法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員であったこととみなす。

（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の一部改正）

第四十五条　個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

第二十二条ただし書中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二条第二号」に改める。

（社会資本整備重点計画法の一部改正）

第四十六条　社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第六項中「特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百五十八条第四項」を「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の十五第四項第四号」に、「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）」を「同法」に改める。